

安全保障理事会議長声明

「アフリカの平和と安全」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2013年5月13日に開催された、安全保障理事会の第6965回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、国際連合憲章に従った国際の平和および安全の維持に関する安保理の主要な責任を再確認する。

安全保障理事会は、テロリズムが国際の平和および安全、人権の享受および国の社会的や経済的な発展に対して重大な脅威を与え続け、またアフリカにおける地球規模の安定と繁栄を損ねていることに、とりわけこの脅威が、不寛容と過激主義により動機づけられたものを含むテロ行為について、世界の様々な地域において、増大して、より拡散してきたことに、懸念をもって留意する。

安全保障理事会は、テロ対策に関する全ての安保理決議および声明を想起し、誰によってであれ、何処であれまた目的が何であれ行われた、あらゆる形態および表現におけるテロリズムについて安保理の強い非難をくり返し表明し、また国際連合憲章および適用可能な人権、難民並びに人道の法を含む国際法に従ってあらゆる形態および表現におけるテロリズムとあらゆる手段により戦う安保理の決意を表明する。

安全保障理事会は、その多くがアフリカの幾つかの地域および準地域で増加している、武装集団により行われた暴力が増加していることを深く懸念している。安全保障理事会は、これらの地域における国家が、国境管理に課題を与え続けている抜け穴の多い国境や武器の違法取引が増加していることのような困難に直面しているのも、またこれらの国家が効果的にテロリズムと戦う手段と資源の欠如につながっている困難な社会経済的状況になおその上に直面しているのも、なおいっそう懸念している。安保理は、これに関連して強力かつ効果的な、国の、準地域のそして地域の機関の重要性を認識する。

安全保障理事会は、テロリズムが、軍隊または治安部隊、法執行措置そして情報活動だけで打ち負かされるものではないことを認識し、そして紛争防止を成功させることと長期にわたる紛争の平和的解決

の努力を強化すること、および法の支配、人権と基本的自由の保護、良い統治、寛容および包括性を促進することを含むがそれに限定されない、テロリズムの拡大に資する条件に対処する必要性を強調する。

安全保障理事会は、とりわけアフリカのみならず他の地域における、テロリズムに対する長期の戦いは、経済成長を増加すること、良い統治を促進すること、貧困を削減すること、国家能力を構築すること、社会事業を拡大することそして腐敗と戦うことについての課題を扱うことによる包括的対処方法を採用しなければならないことを強調する。

安全保障理事会は、テロリズムはいかなる宗教、民族または文明と関連づけることはできずまた関連づけるべきではないことを再確認する。

安全保障理事会は、加盟国が、その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものを慎まなければならないこと、また国際連合が国際連合憲章に従ってとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ、国際連合の防止行動又は強制行動の対象となっているいかなる国に対しても援助の供与を慎まなければならないことをまた再確認する。

安全保障理事会は、テロリストの脅威が関係する準地域における国の安全を脅かし、またその結果として大陸全体の安全を脅かし、また社会的および経済的発展を促進するアフリカ諸国による努力に否定的に影響することに懸念をもって留意する。安全保障理事会は、開発と安全は相互に強化し合いそしてテロ対策に効果的且つ包括的な対処方法にとって最も重要であることを認識する。

安全保障理事会は、アフリカにおけるテロリズムの性質と性格が変化していることに留意し、多くの事例においてテロリズムと越境組織犯罪や薬物、武器そして人身取引のような違法行為との関係について、安保理の懸念を表明し、そしてこの重大な課題と国際の平和および安全に対する脅威への世界的な対応を強化するため国の、準地域の、地域のそして国際的な段階における取組の調整を高める必要性を強調する。

安全保障理事会は、未解決の問題に関する実質的な進展を達成するためにより多くの時間が要求されたことに留意しつつ、また第6委員会が、総会の第69会期において、国際テロリズムに関する包括条

約案に関する進展を完了させることを目的として、作業部会を設立することを勧告することを決定しつつ、決議 1267 (1999) と 1989 (2011)、1373 (2001)、1540 (2004) と 1624 (2005)、並びに他の適用可能なテロ対策の国際的文書を想起し、それらの完全な履行の必要性を強調し、国家が関連する全ての国際条約と議定書の当事国に、可及的速やかになることを考慮し、当事国であるそれらの下での義務を完全に履行するという安保理の求めを更新し、そして総会決議 51/210 に従って設立されたアド・ホック委員会の勧告に留意する。

安全保障理事会は、制裁をテロリズム対策における重要な道具と考え、そして関連決議、とりわけテロリズムに対する戦いにおける主要な文書としての安全保障理事会決議 1267 (1999) と 1989 (2011) の迅速且つ効果的な履行の重要性を強調する。安全保障理事会は、公正且つ明解な手続が、個人および団体を制裁一覧表に掲載するために、また彼らを削除するために、並びに人道的免除を与えるために、存在していることを確保する安保理の継続的公約をくり返し表明する。

安全保障理事会は、決議 1267 (1999) と 1989 (2011)、1988 (2011)、1373 (2001) と 1540 (2004) に従って設立されたテロ対策の職務権限を持つ委員会およびその各々の専門家集団の間の現行の協力を増す必要性をくり返し表明する。

安全保障理事会は、他国またはソマリアの他国民若しくは安保理の関連決議に従ったその地域および他の地域的ネットワークに対して、暴力行為またはテロ行為を行う個人や集団並びに決議 2087 (2012) に従ってアル・カーイダやイスラーム・マグレブ諸国のアル・カーイダ (AQMI)、西アフリカ統一聖戦運動 (MUJAO) およびアンサール・エディンを含む関連集団とあらゆる結びつきを断ち切れていない個人、集団、企業および団体に、隠れ場所を与え、資金を提供し、助長し、支援し、計画し、訓練しまたは扇動する個人および団体に制裁を課す安保理の用意をくり返し表明する。

安全保障理事会は、テロリズムの防止およびテロリズムとの戦いに関するアフリカ連合の関連文書、とりわけテロリズムの防止・対策に関する 1999 年アルジェ条約および同議定書、並びにテロリズムの防止に関する行動計画に留意し、そしてテロリズムと戦うため国および地域の段階でアフリカ諸国がとった措置を歓迎する。

安全保障理事会は、AU の 2011 年 12 月 8 日のコミュニケにおけるその決定に留意し、基金を増やす

ことまたは政治的譲歩を得ることを目的として誘拐や人質を取る事件を強く非難し、サヘル地域におけるそのような誘拐の増加に留意しそしてこれらの問題に対処する緊急の必要性を強調する。安保理は、適用可能な国際法に従った、サヘル地域における誘拐と人質を取ることと戦う安保理の決意を更に表明し、そして、これに関連して、グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）の「テロリストによる身代金目的の誘拐によって利益を得ることを防止・否定するための模範例に関するアルジェ・メモランダム」の刊行に留意する。

安全保障理事会は、テロ行為に関与したまたは関連した団体若しくは個人に、積極的または消極的なあらゆる形態の支援を提供することを慎む、国際法に一致した、テロリスト集団の構成員の勧誘を禁止すること、および武器の供給を排除することによるものを含む、加盟国の義務をくり返し表明し、そして組織犯罪、麻薬とその化学的前駆物質の取引や違法生産のような違法行為の収益を含む、テロリズムやテロ組織に資金提供することを防止しまた禁止する必要性およびこの目的に向けた継続的な国際協力の重要性を認識する。

安全保障理事会は、テロリズムおよびテロ組織に資金提供することを防止しまた禁止する取組を支援している国際連合機関および他の多数国間機構、とりわけ金融活動作業部会、東部・南部アフリカ資金洗浄対策グループ（ESAAMLG）、西アフリカ政府間資金洗浄対策グループ（GIABA）そして能力と強力を促進する中東および北アフリカ金融活動作業部会（MENAFATF）、の重要な活動を認識する。

安全保障理事会は、異なる宗教や文化を無差別に標的とすることを防止するための取組において、文明間の対話と幅広い理解を高めるための国際的取組を継続することおよび未解決の地域紛争と開発問題を含む最大限の地球的問題に対処することは、テロリズムに対する国際的戦いを強化することに寄与することを強調する。

安全保障理事会は、テロとの戦いにおいて、アフリカの集団的な努力をより効果的にそして特により進んだものにする目的で協力、相互援助および治安機関、検察官並びに裁判官の間の調整のための強化された措置の履行のためのアフリカ連合の関連機関および他の地域的枠組を通して、密接に且つ直接に活動するアフリカ諸国の必要性を再確認し、そしてアフリカにおける生きる権利および他の人権の保護を含めるための国際法に従ったあらゆる必要な且つ適切な措置を講じる必要性を強調する。

安全保障理事会は、アフリカ諸国における過激主義およびテロの扇動について懸念しそしてテロリズムの拡散に資する条件に対処することおよび寛容、多様性、敬意並びに対話を促進することにより扇動に抵抗する地域社会の弾性を築くことによるものを含む、テロとの戦いにおける暴力的な過激主義と対抗することの重要性を強調する。

安全保障理事会は、アフリカにおけるテロリズムと戦うことを目的とした取組に対し、アフリカ連合（AU）、ヨーロッパ連合（EU）、イスラム協力機構（OIC）、アラブ連盟（LAS）および西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）、サヘル・サハラ諸国国家共同体（CENSAD）、政府間開発機構（IGAD）、アラブマグレブ連合（AMU）のような準地域機構を含む、二国間および多数国間協力機関により提供された支援を認識し、そして国際社会および国際連合システムに対し、アフリカテロ調査研究センター（CAERT）のようなテロ対策の準地域機関との協力を強化することを求める。

安全保障理事会は、決議 1373（2001）と 1624（2005）の完全履行を確保することにおけるテロ対策委員会と同事務局（CTED）の決定的な役割を想起しそしてこれらの決議の効果的な履行のために加盟国の能力を増すことを目的とした能力構築と技術支援の重要性を強調し、CTED に対し、その要請に基づいて、加盟国との協働を続けることおよびとりわけテロ対策履行タスクフォース（CTITF）内での、並びに全ての二国間および多数国間技術支援提供者と密接に協力して、技術支援を評価しまた促進することを奨励しそして各加盟国および地域のテロ対策の必要性に対処することを目的とした CTED の焦点を絞ったまた地域的な対処方法を歓迎する。

安全保障理事会は、戦略を実施することにおいて、他の関連する国際的、地域的および準地域的機構と調整して、アフリカの加盟国を、その要請に基づいて支援する CTITF を含む、国際連合機関による能力構築の分野において行われた活動に感謝の念をもって留意し、タスクフォースに対し、能力構築援助の焦点を絞った提供を確保することを奨励する。

安全保障理事会は、サヘルおよびマグレブ諸国に対し、包括的且つ統合されたやり方でテロリスト集団、すなわちイスラーム・マグレブ諸国のアル・カーイダ（AQMI）、西アフリカ統一聖戦運動（MUJAO）およびアンサール・エディンの活動と戦うためそしてそのような集団の拡大を防ぐため並びに全ての武器の拡散を禁止し薬物取引を含む越境組織犯罪と戦うための包括的なそして効果的な戦略を策定するため地域間の協力と調整を高めることを促し、これに関連して、ラバトにおいて CTED と CTITF によ

り計画されたサヘルおよびマダガスカルにおける国境管理の協力に関する会議の成果文書並びにヌアクシヨットで開催された安全とサヘル・サハラ地域におけるアフリカの平和および安全保障構造の実施運用における協力の強化に関する閣僚級会合の成果文書に留意する。

安全保障理事会は、国の管轄権によるテロリズムに対する効果的な刑事司法対応の重要性を認識し、そしてテロ対策実行に基づく法の支配を策定しそして実施する取組を支援することにより個々の能力を高める目的で加盟国間および国際連合諸機関並びに補助機関との協力を強化することの重要性を強調し、そして刑事司法部門における効果的なテロ対策実行の模範例に関するラバト・メモランダムを刊行に留意する。

安全保障理事会は、テロの災いの種は、全ての国および関連する国際的並びに地域的機構および市民社会の積極的な参加と協力が関与している持続的そして包括的な対処方法によってのみ打ち負かすことができることを認識し、そして国際連合グローバル・テロ対策戦略（A/RES/60/288）において定められたようにテロの広がりに資する条件に対処する必要性を強調する。安全保障理事会は、加盟国に対し、包括的且つ統合されたテロ対策戦略を策定することを奨励する。

安全保障理事会は、これに関連して可能な措置の審議を継続する目的で、テロリズムとの戦いにおけるアフリカの国、準地域および地域の機関を援助するための国連の関連活動の包括的な調査と評価を提供する簡潔な報告書を、6か月以内に提出することを、事務総長に対し招請する。